

第27回 大阪市動物愛護推進会議 議事録

- 1 日時
平成28年2月2日(火)午後2時から午後3時30分
- 2 場所
大阪市役所 地下1階 第3共通会議室
大阪市北区中之島1-3-20
- 3 出席者
大阪市動物愛護推進会議
岡田座長、上田委員、河中委員、竹浦委員、吉内委員
オブザーバー
大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課動物愛護グループ 倉橋統括主査
事務局
大阪市健康局生活衛生担当部長 辻 隆司
大阪市健康局健康推進部生活衛生課長 川人 優
大阪市動物管理センター所長 堀本 知昭
大阪市健康局健康推進部保健主幹兼動物管理センター保健主幹 辻本 光広
大阪市動物管理センター保健副主幹 松村 国彦
大阪市健康局健康推進部生活衛生課担当係長 栗山 憲英、中本 成彦
大阪市健康局健康推進部生活衛生課係員 中川 雅雄
大阪市動物管理センター係員 木村 篤史
- 4 議題
(1)座長の選任について
(2)大阪市動物愛護推進会議のあり方について
(3)所有者不明猫適正管理推進事業について
(4)平成26年度大阪市動物愛護推進員研修開催結果について
(5)学校飼育動物相談対応について
(6)その他
- 5 配布資料
次第
配席図
委員名簿
資料1
資料2
資料3 - 1 ~ 6
資料4
資料5

6 議 事

【事務局（中川）】

定刻となりましたので、ただ今から第27回大阪市動物愛護推進会議を開催させていただきます。各委員の皆様方には、何かとお忙しいなか、本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、大阪市健康局健康推進部生活衛生担当部長の辻から御挨拶を申し上げます。

【事務局（辻）】

大阪市健康局健康推進部生活衛生担当部長の辻でございます。

本日は、委員の皆様方には大変御多用中のところ大阪市動物愛護推進会議に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、平素は本市の動物愛護管理行政に、格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

皆様方には昨年4月に当推進会議の委員に御就任頂いたわけですが、3名の方には前回から引き続き御就任頂きまして、今回からまた新たに2名の方に御就任頂きました。今回は新メンバーで開催します初めての推進会議でございます。皆様方には、貴重な御助言、御指導をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

さて、動物をとりまく話題といたしましては、平成25年の11月に環境省が「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」を立ち上げました。そして翌年の6月には3つの項目を主なポイントとするアクションプラン、いわゆる牧原プランが示されたところでございます。3つのポイントと申しますと、御承知かと思いますが、「飼い主・国民の意識の向上」、「引取り数の削減」、「返還と適正譲渡の推進」でございます。

本市におきましても、以前からこの3つのポイントに重点をおいた取り組みというものは実施しておりますが、特に「引取り数の削減」に関しまして、地域猫方式を取り入れました「所有者不明猫適正管理推進事業」を実施しているところでございます。

本日は当事業につきましても議題としてあげさせて頂いておりますので、その他の議題も含めまして、皆様からの忌憚のない御意見を頂戴し、今後に向けての実り多い会議となりますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

【事務局（中川）】

辻部長ありがとうございました。

今回の会議につきましては、今年度第1回目の開催となりますので、改めて会議の委員の方々を御紹介させていただきます。お手元に配席表と本会議の委員名簿を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

公益社団法人 日本愛玩動物協会 大阪府支所の上田委員でございます。

公立大学法人 大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科の岡田委員でござ

ざいます。

公益社団法人 日本動物福祉協会 南大阪支部の河中委員でございます。

公益社団法人 日本動物病院協会の竹浦委員でございます。

公益社団法人 大阪市獣医師会の吉内委員でございます。

続きまして、事務局の出席者につきましても紹介させていただきます。

先ほど御挨拶させていただきました、生活衛生担当部長の辻でございます。

生活衛生課長の川人でございます。

動物管理センター所長の堀本でございます。

健康推進部保健主幹兼動物管理センター保健主幹の辻本でございます。

動物管理センター分室 保健副主幹の松村でございます。

生活衛生課担当係長の栗山でございます。

生活衛生課担当係長の中本でございます。

動物管理センター 係員の木村でございます

また、本日の会議につきましては、オブザーバーとして大阪府の御担当者にもご出席いただいておりますので、御紹介させていただきます。大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課の倉橋総括主査でございます。

最後となりましたが、本日、司会進行をさせていただいております生活衛生課の中川でございます。

本日の出席者は以上でございます。

辻部長におきましては、このあと公務の予定が入っておりますので、ここで退席させていただきます。

なお、議事に先立ちまして「大阪市動物愛護推進会議の運営方針」により、本会議及び議事録につきましては原則公開となっていることを申し添えます。

傍聴者につきましては、現在のところ1名となっております。

それでは、本日お配りしております資料の御確認をお願いします。

まず、第27回動物愛護推進会議次第と配席表及び大阪市動物愛護推進会議委員名簿をそれぞれお配りしています。

また、資料として

資料1 : 大阪市動物愛護推進会議開催要綱

資料2 : 府市関連項目について(抜粋)

資料3 - 1 : 大阪市「所有者不明猫適正管理推進事業」実施要綱

資料3 - 2 : 所有者不明猫引取り数の推移

- 資料 3 - 3 : 猫に関する苦情相談内訳
- 資料 3 - 4 : 所有者不明猫引取り数内訳
- 資料 3 - 5 : 平成 27 年度アンケート用紙
- 資料 3 - 6 : 平成 27 年度アンケート結果
- 資料 4 : 平成 26 年度大阪市動物愛護推進員研修開催結果
- 資料 5 : 学校飼育動物についての相談対応フロー

以上でございますが、資料に不足や落丁等はありませんでしょうか。ございましたら、事務局までお申し出いただきますようお願いいたします。

それでは議事に移ってまいります。

まず、議題 1「座長の選任について」、事務局から説明させていただきます。

【事務局（中本）】

今年度、新たに委員の委嘱をさせていただきましたので、座長を選任したいと思えます。

資料 1 としてお付けしております、大阪市動物愛護推進会議開催要綱の第 3 条により、「座長は委員の互選により定める」と規定されておりますが。どなたか御推薦はございますでしょうか。

【吉内委員】

岡田委員が適任だと考えます。

【事務局（中本）】

推薦がありましたので、事務局から岡田委員に座長をお願いしようと考えておりますが、御意見ございますでしょうか。

では、岡田委員は座長席にお移りいただきまして、以後の議事進行をよろしく申し上げます。

(岡田委員が座長席へ移動)

【岡田座長】

ただいま座長に選任いただきました岡田でございます。

微力ながら精一杯努めさせていただきますので、皆様にも御協力のほどよろしく申し上げます。

では、開催要綱 第 3 条に「座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する」とありますので、それにしたがって、座長代理を決める必要があるのですが、座長代理を上田委員にお願いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

【上田委員】

謹んでお受けいたします。

【岡田座長】

では、本日の次第に基づきまして議事を進行してまいります。

議題2の「大阪市動物愛護推進会議のあり方について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局（中本）】

議題2「大阪市動物愛護推進会議のあり方について」、事務局から説明させていただきます。

資料2をご覧ください。表面が府市関連事項の現在の状況について、昨年に行われた大阪戦略調整会議資料からの抜粋、裏面が、経過についての参考資料で、府市統合本部資料からの抜粋となります。

新任の委員の方もいらっしゃいますので、まずは経過について簡単に説明させていただきます。

平成23年12月に設置された大阪府市統合本部は、大都市制度の検討や広域行政・二重行政の仕分けを行い、地下鉄やバス、水道、病院、大学など経営形態の見直しを行うA項目と、類似・重複している行政サービスのB項目、それら以外のC項目に分類し、それぞれ検討していくこととされました。

大阪市動物管理センターと大阪府動物管理指導所につきましては、類似・重複している行政サービスのB項目に分類され、関連する事業について府市連携が可能なものの検討を行いました。

事業連携として、犬と猫についての大阪府及び大阪市共通の収容動物譲渡実施要領を作成して運用しています。一般への譲渡に際しては、譲渡前に飼養場所等の調査や、譲渡後の状況についての調査が必要になる場合がありますが、大阪府と大阪市が相互に協力して実施しております。また、収容動物の情報につきましても、お互いのホームページをリンクさせており、どちらのホームページからも閲覧できるようにしております。

また、日程等については現在調整中ではありますが、今年度も動物愛護推進員研修会を大阪府と大阪市とで合同開催する予定にしております。

大阪市動物愛護推進会議につきましては、大阪府動物愛護推進協議会との共同開催が挙げられ、まずはそれぞれの協議会へオブザーバー参加し、その後、合同開催を行いました。

そして、前回の大阪市動物愛護推進会議におきまして、オール大阪体制にす

るという目的で、大阪府動物愛護推進協議会と一本化するということで了解を得ました。しかし、大阪府下の政令市や中核市には様々な意見があり、平成27年度からのオール大阪体制については見合わせるということになりました。そういうことから、今年度につきましては、大阪府動物愛護推進協議会と一本化はせずに、従来通り的大阪市動物愛護推進会議を開催するというようにさせていただきます。

なお、今年度につきましては、平成28年1月18日に開催されました大阪府動物愛護推進協議会に本市職員がオブザーバー参加し、本日の会議には大阪府の御担当者にオブザーバーとして参加していただいております。

今後につきましては、もう一度検討をさせていただくということになります。

「大阪市動物愛護推進会議の今後のあり方について」の説明は以上でございます。

【岡田座長】

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御意見、御質問等はいかがでしょうか。

まあ、府と市で一本化するかどうかということで、一度決まりかけたんですけども、今後も引き続き検討していくということで、今後の経過に関して何か御意見等何がありましたらお願いします。

特にないようですので、この会議としましても経過を見守っていくということにいたします。

続きまして、議題3「所有者不明猫適正管理推進事業について」事務局から説明をお願いします。

【事務局（中本）】

議題3「所有者不明猫適正管理推進事業について」、事務局から説明させていただきます。今回は、これまでの成果分析に加え、所有者不明猫の引取り数減少への効果についても分析しました。

資料3-1：大阪市「所有者不明猫適正管理推進事業」実施要綱をご覧ください。

まずは本市が実施しております「所有者不明猫適正管理推進事業」の概要についてご説明させていただきます。

本事業は、所有者不明猫をこれ以上増やさない、そして、地域住民と猫が共生するという考え方にに基づき、地元の合意のもと、猫の不妊去勢手術を行い、その一代限りの命となった猫を、給餌方法や糞の掃除等、地域の実情に応じて

定めたルールに基づいて地域住民が主体となって適正に管理する取組みです。

平成 20 年度から 2 年間、一部の地域でモデル事業として実施し、平成 22 年度以降は全市を対象として本格実施しております。不妊去勢手術費用としては、地域の方々がオスメスにかかわらず 1 匹あたり 5 0 0 0 円、大阪市がオス 5 0 0 0 円、メス 8 0 0 0 円を負担し、残りを委託動物病院が負担しております。

本格実施後、大阪市では手術費用に対し、年間の予算としてオス 1 5 0 匹、メス 1 5 0 匹の計 3 0 0 匹分を計上しておりますが、本事業に係る相談数は予算匹数 3 0 0 匹を上回っており、申請枠の拡大が強く望まれていたところでした。そこで平成 2 5 年 7 月からは、「大阪市動物愛護関連事業寄付金」として本事業を含めた本市動物愛護関連事業の推進にご協力いただける皆様から寄附金を募っております。

なお、本実施要綱は、平成 2 7 年 4 月に 1 部を改正し、ひらがなの「ねこ」を漢字に、「避妊」を「不妊」に改めました。

本事業は、実施要綱の第 2 にありますとおり、所有者不明の猫を原因とする生活環境被害の軽減と、所有者不明猫の引取り数の減少を目的としており、これらについて検証いたしました。

配付資料 3 - 2 をご覧ください。まず一番上に所有者不明猫引取り数の推移を示しております。これを見ますと、平成 2 0 年度以降、年々引取り数が減少していることがわかり、平成 2 5 年度と平成 2 6 年度は、前年度比で 1 0 パーセント以上の引取り数減少になっております。

その下の表は大阪府動物愛護管理推進計画の目標数値であります。推進計画では所有者不明猫の引取り数について、平成 1 8 年度比での 5 割減を目標としており、本市の場合は数値的には 2 3 8 8 頭になります。本市の平成 2 6 年度の引取り数は 2 1 9 7 頭となり、5 4 % 減となりましたので、すでに達成していることがわかります。

その下の棒グラフは実際の引取り数と目標ラインをわかりやすいようにしたものでございます。

一番下の表は年度別の事業実施地域数及び手術実施数です。手術数も寄付金制度を導入した一昨年度からは 3 0 0 頭を超えております。事業の市民への認知度が上がり、寄附金も多く集まったことから、平成 2 6 年度は 4 3 6 頭と大幅な増となりました。

配付資料 3 - 3 をご覧ください。一番上の表は本市に寄せられた年度別の猫に関する苦情・相談件数とその内訳を示しております。これを見ますと、病気・負傷猫、エサやり、糞尿等に関する内容のものが多いたということがわかるかと思えます。

2 番目の表は、糞尿、鳴き声、器物破損といった生活環境被害に関するもの

と、エサやりに関する苦情相談件数を挙げたものです。これを見ますと、生活環境被害に関する苦情相談につきましては、平成25年度と平成26年度につきましては、前年度より減少しております。

3番目の表は、所有者不明猫適正管理推進事業を実施した回数別の比較です。それぞれについて、本事業を実施する前の平成19年度と比較いたしました。これを見ますと、生活環境被害につきましては、事業実施回数が多い区ほど苦情相談件数の減少度合いが大きいことが分かります。エサやりの苦情・相談に関しましては、実施回数が11回以上の区で増えておりますが、それ以外につきましては、実施回数に比例しており、未実施区は苦情が増加しております。

一番下の表は、事業により不妊去勢手術を実施した匹数別の比較です。これを見ましても、生活環境被害につきましては、実施匹数が多い区の方が苦情相談件数の減少度合いが大きいことが分かります。エサやりの苦情・相談に関しましては、実施匹数が101匹を越える区で増えておりますが、それ以外につきましては、実施回数に比例しており、未実施区は増加しております。

配布資料3-4をご覧ください。

区役所窓口での所有者不明の子猫の引取り数について、事業実施の度合いにより比較したものです。

上の表は、事業実施回数別の比較をしておりますが、11回以上実施した区のみ、平成19年度と比較して100頭以上引取り数が減少しており、未実施区についてはあまり減少していないのが分かります。

下の表は、本事業によって不妊去勢手術実施した頭数により比較しております。101頭以上手術をした区では、119頭の引取り数の減少でしたが、手術実施していない区では、16頭の減少にとどまっております。表には出してはおりませんが、201頭以上実施した区が1区あり、その区では平成19年度比で187頭の引取り数減少と、最も大きな減少になっております。

配付資料3-5及び3-6をご覧ください。

平成26年度に事業実施をした地域に対し、本年度に実施したアンケート用紙とその集計結果です。

質問内容といたしましては、問1の(1)～(3)で生活環境被害等の変化について、(4)～(6)では地域住民の意識変化について、問2では事業効果について、問3では事業に対する意見及び感想という項目を設けております。

結果につきましては、一部現時点で未回収のアンケートもございますので、最終的には若干数値が変わる可能性もございます。内容を見ますと、

問1(1)～(3)の生活環境被害、(4)地域住民の苦情及び(5)野良猫の数について、半数以上の方が少なくなったと答えており、実施地域において事業の効果があつたと感じておられる方が多いことが分かるかと思えます。

資料3-6の裏面には、アンケートの問3で記述していただいた御意見及び

御感想について抜粋しております。

以上から、本事業は事業目的であります、所有者不明猫を原因とする生活環境被害の軽減と所有者不明猫の引取り数の減少に効果があると判断しており、今後も引き続き本事業を継続して実施していきたいと考えております。

この議題については以上でございます。

【岡田座長】

ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご意見ご質問等はありませんでしょうか。

【河中委員】

猫の手術についての問い合わせが増えているということですが、手術に関する予算が増える可能性っていうのはあるんでしょうか。寄附金はどれくらい集まっているんでしょうか。

【事務局（中本）】

寄附金につきましては、公開を望まない方もいらっしゃるしまして、全額というのはお示しできません。ホームページにもそういうのを除いてお示ししています。今年度はもう既に407頭の不妊去勢手術を実施しまして、この後も500頭くらいまでは実施できるだけの寄附金が集まっております。

【河中委員】

予算はやっぱり寄附金によるということになるんですね。

【事務局（中本）】

そうですね。寄附金は手術枠の拡大のためにということで募集しているものですから、そういうことになると思います。

【上田委員】

資料3-3の生活環境被害、エサ遣りに関する苦情相談件数というところですが、これはあくまで相談件数ということですよ。これは場所として、例えばここからはたくさん来ているというような偏りはないんですか。ある特定の場所の近辺の人の相談がえらく多いとか。

【事務局（中本）】

実は先ほど申し上げたとおり、この資料3-3の下の2つの表について、事業11回以上実施した7区が19年度比で増えている、あるいは100匹以上実施したところが増えているということですが、この2つに関しては実は苦情

者は1人です。同じ方が毎日のように陳情し、これを数ですると反映してしまうということでこういう結果になっています。

【上田委員】

これは例えば場所の数を出してもらおうという事をしてみたらどうでしょう。参考資料としては苦情が上がってくるエサ遣りの場所が何箇所ありますよというものをもし出してもらったら、逆に言うとそういう場所が減っていく、それがこの事業によって改善させていくというのを見ていけるのではないですか。

【事務局（中本）】

ありがとうございます。実際今回あがってくる数字をそのまま計上してしまっているところがありますので、今後検討させていただきます。

【河中委員】

餌遣りだけされる人ってものすごい広範囲なんですよ。ものすごい範囲が広くて何区にもまたがって自転車でぱっぱって置いていってやるんで。私も公園で毎日片づけするんですけど片付けきれない。なので、苦情も各区にまたがっているのではないのでしょうか。

【岡田座長】

そういうのは表には出てきませんよね。

【河中委員】

警察にも何回も言っているんですけど。

【岡田座長】

今おっしゃっているような各区にまたがっているようなものに対して対策というようなことはとっているんですか。

【事務局（中本）】

私は区役所に3年間勤務しておりましたが、実際には区役所がどうしても窓口になるんですけども、隣の区役所どうして情報交換っていうのは結構やっています。なかなか隣の区まで行って指導というのはできませんが、お互いに情報交換し、生活衛生課にもあがってきます。必要に応じて、どういった方がいて、どこの区でどのような指導を実施した等の情報を広範囲で共有し、それを踏まえた上でこちらでも対処いたしますというようなこともしております。もし何かあれば、情報をいただければ必要な対応はしてまいります。

【河中委員】

45年来のエサ遣りさんとかもいてはるし、いろいろな方がいて、本当に始末が悪いです。

【事務局（中本）】

これは申し上げにくいところですが、我々の指導には限度がありまして、回数を重ねる、言葉を重ねるしかないかと思っています。実際にエサをやっている人と区役所担当者との人間関係構築というのにも必要になってきます。そういったこともあって、どうしても時間がかかってしまう。逆に上手くいかない場合には、人間関係の構築ができなかったからということも正直あるかと思いません。

【河中委員】

ネット上でみんなが盛り上がっているのは、猫ではなくてエサ遣りに対しての苦情ばかり。なので、（地域猫活動を）やったところでエサ遣りはかわらないと。子猫がいなくなったらエサ遣りは減るって言っているんですが、なかなか。

【事務局（中本）】

恐らく我々と同じようなことを説明して頂いていると思います。ただ、なかなかエサ遣りの人に理解が得られない場合、あるいは地域の方は特にわだかまってしまうと、もう聞く耳をもたないということもあると思うので、全てが全て上手くいくとは言えないですが、先ほど申し上げたとおり、時間をかけて、繰り返ししかないかなと思っています。

【岡田座長】

注意する対象との人間関係もあるし、注意してくださいという方との人間関係もあるので、その辺を上手くしていかないといけないと思いますけど。

【事務局（中本）】

はい。

【岡田座長】

予算っていうのがこの施策の1本の柱だと思いますけど、予算はそれほど増加するわけにはいけない。そうすると寄附金が増えてくると、協力してくれる獣医さんの負担が大きくなってくるとは思いますけど、その辺との連絡というのはどうなっていますか。

【事務局（中本）】

委託の動物病院さんとは定期的にお話をさせていただいておりますし、先ほどの説明にもありましたとおり、委託病院さんにも負担をして頂いておりますので、数が増えれば増えるほどマイナスが増えてしまうと辛いところがあると思いますけども、そういったところはこの事業の目的からして何とか理解して頂いてという形をお願いしています。

【岡田座長】

寄附金が増えてきたという話をされていますが、増えてきた結果を導いた市のほうの皆さんの頑張り具合というのはどういったことをされていますか。

【事務局（中本）】

寄附金募集をホームページやリーフレット等でお知らせをされていて、やはり期間を重ねるほど知れ渡ったのかなと思っています。また、12月からとあるホームページ運営会社が、動物関連の寄附金についてまとめており、その中で我々にも連絡がありまして、大阪市の寄附金募集についてこのページに載せてもいいですかということでしたので、内容を見させて頂いたところ、特に問題がなかったので、大丈夫ですよということで載せていただきました。結果として、それ以降日本全国から寄附金が集まりましたので、我々がお願いした訳ではないですが、やはりそういう媒体で周知するというのがとても効果が大きいんだなというのを改めて知ったところです。

【岡田座長】

結果というか、大阪市でこれだけの成果をあげているとちょっとアピールすれば余計に集まるということになるんですか。

【事務局（中本）】

どうですかね。

【岡田座長】

成果については、違う統計で見てくださいということですか。

【事務局（中本）】

そうですね。

【河中委員】

事業実施後のエサ遣いの指導というのはどういう風にされていますか。

【事務局（中本）】

この事業に関しましては半年の期間を決めて地域指定をするのですが、指定期間終了後に、申請者であったり実施者が何か行き詰まることがあるということでしたら、動物愛護相談室に相談していただいで大丈夫です。

【河中委員】

6ヶ月が過ぎたら、今までは後は区役所のほうにということでしたが、今はそれでは動物愛護相談室のほうですと対応してくださるということですか。

【事務局（中本）】

あくまで実施した方からの相談ということでしたら勿論お聞きしますし、ど

ここまで出来るかはその都度違ってくるかもしれませんが、出来る範囲での相談というのはさせていただきます。

【河中委員】

一番最初にモデルケースに指定して頂いた時は、最後の一匹まで必ず面倒を見て下さいねと言われて始めたんですが、いろんな方がいて、みんなてんでバラバラで、やり方もバラバラで。

【事務局（中本）】

本事業でわかりにくいところかもしれないですが、ルールというのは我々で決めておりません。あくまでやりたいとおっしゃる方と地域の間で了解が得られれば、ある意味どういったルールでも大丈夫ということになります。

【竹浦委員】

資料3 - 5、3 - 6のところでお聞きしたい。ふん尿、なき声、車・花壇等の被害諸々が少なくなったという御意見が50%以上を超えていて、結果的に良かったということですが、事業効果全般については50%を切っているという評価になってしまっている。結局、細々とした被害については少なくなったが、事業効果としてはアンケートに答えた方はまだ物足りない所があるという認識でいいんですか。

【事務局（中本）】

この点に関しましては先ほどの資料3 - 3あたりとも関連してくるかと思いますが、やはりエサを遣っている方への元々の感情的なものというものもあります。本事業では、多くの地域住民の方の積極的な参加というのは難しいとは思っていますが、怒っているあるいははわだかまっている方の最大限の協力というのは黙認かと思っていまして、そういう黙認してくれる方々もやはり心の中では感情的なものが残っているのかと思っていまして、そういうのが今後期待ということに大きく現れているのかなと思っています。記述の方を見るとやはり半数以上が好意的なものにはなっています。

【吉内委員】

むしろ「事業効果」という数字で表さなくていいのかと思います。細々としたアンケート結果は凄くいい数字がでておりますし。

【竹浦委員】

地域住民の御意見は凄くたくさんあるので、事業効果という文言に拘らなくてもいいのでは。事業効果が無いのならこんな事業止めてしまえと言われても困りますし。

【河中委員】

騒音とか個々のやつは凄くわかりやすいけど、効果があったかどうかというのは5年くらい経って、猫が減ってこないとわからないじゃないですか。私が

やったところも確実に猫は減ってきていて、ほとんどいなくなったところもあるので。

【事務局（中本）】

実際のところ、現場で感じることは、問1の2番になるんですが、これが実際に一番いい結果になっているんですけども、なき声というのは本当に端的に減りますが、なき声が減ったというのは実際に言われてみないと実感しません。減りましたかと問いかけると、そういえば聞いていないねという感じで。あつた音がなくなるというのは、普段実感するものではないので、わかりにくいところもあるのかと思います。アンケートの内容については検討させて頂きたいと思います。ありがとうございます。

【上田委員】

その他の所でお尋ねしようかと思っていましたが、動物取扱責任者の講習についてですが、ここに来て御存知のとおり、猫がえらくブームになってきている。今まで犬しか繁殖してなかった人が、猫が売れるということで急に猫のブリーディングをするということになると、正直猫のほうで遺伝的な疾患であったり、人気のある猫、スコティッシュであったりとか難しいところがあるので、そういったところを取扱責任者の講習の中で、正しい繁殖や管理についてという内容を早急にしてもらったほうがいいかなと。それは何故かということ、その後のそれに関連するような不幸な命が出てこないとも限らないし、ここにきてこのブームとなれば、今はまだ頭数が少ないから販売単価が高い、そこで制限が効いていますが、犬のときのようにダックスフンドが流行ったからといってダックスを異常に繁殖させると一気に価格が下がる。ハードルが下がると正直意識があまり高くない人もペットとして飼う。その後に捨て猫が増えたりといった心配があると思う。犬のように狂犬病の登録があるもんでもないので、この猫ブームは今手を打っておくべきやと思う。まずは業者、取扱責任者の講習とか業者の指導とか、販売の自己責任に対する説明であるとか今後早急にやっておいてもらったほうがいいし、今ならまだ間に合うと思うんです。そうするとせっかく減ってきたこの頭数が増えるという要素の芽をつめる。業者さんは商売ですからうまくいい猫を作って高く売りましょうというような交渉をすると聞いてくれる。とにかく規制のことばかり言っていると、眠たくなってこの時間が過ぎたらということになってしまいがちなので。我々は業者さんから色々話を聞きますが、同じような話が毎年やという意見もあるので、その辺りを工夫して頂ければと思います。

【事務局（中本）】

御意見ありがとうございます。

【河中委員】

販売する猫についてマイクロチップを入れてもらうというのは、猫は届出もないので。

【上田委員】

猫にはなかなか難しいかもしれませんね。マイクロチップを推進する方向に法律も動いてますが、なかなか難しいかもしれませんね。まず販売する側の意識というか知識をあげてもらおうのがいいんじゃないかと私は思います。

【事務局（中本）】

研修の件は凄く貴重なご意見で、これから考えさせて頂きたいと思います。本年度に関してはもう既に研修が始まってしまっているのになかなか内容を改めるのは難しいですが。販売業に関しましては、これは犬と猫だけですが、前の動愛法の改正で凄くきつくなっていますので、販売する人、繁殖する人は必ず計画を出さなくてははいけませんし、年間の増減、年初で何頭、最後で何頭という年間の増減も毎年報告しなくてははいけないので、凄く規制としては強くなっていますので、割と目は届きやすいのかなと思っていますが、やはり意識の向上は凄く必要だと思っています。

【上田委員】

特に犬をずっとやってた人が猫にというような流れが出てますから、そうなるのだいぶ違う管理が必要になってくる。私はいつも思うのですが、どうしても行政さんが指導に入るとなると構えてしまいがちですし、まあ縛られているという感覚を与えがちなんですね。そうではなくて、あなたの商売をうまく続けていくためのことですよ、という認識をちゃんとしていれば、先ほどの人間関係ではないですが、彼らも商売ですから、ちゃんと続けていくための努力はすると。そういった意味で、今回の講習会の内容として間に合わなければ、簡単なリーフレット一枚でも、繁殖をやっている一種の取扱業者のところにはちょっとした要点を伝えていただきたい。猫の販売、繁殖に関してとか。それからできるだけ販売時の諸責任は犬以上にしっかりやってもらうように。正直一般の飼主は100人飼ったら1人も捨てないとは限らない状況やと思います。ただ、販売した時の諸責任が常にちゃんとされていれば、そこで違うのかなと思いますし、ひとつ検討してください。

【事務局（中本）】

御意見ありがとうございます。

【河中委員】

獣医さんがたくさんいらっしゃるのでも聞くんですけども、実際の適正な手術をする時期というのは、猫ではどれくらいですか。早すぎたら良くないというようなことも聞きますが。

【吉内委員】

早すぎたら良くないというようなことはあまり聞かないです。シェルターメディスンというアメリカで発展した考え方がありますが、そういったところの動物医学が進んでいまして、実際に早期不妊・去勢というのは行われています。実際に最短で2ヶ月くらいから実施しています。それで成長を特に阻害するこ

とはなく、見かけにペニスが小さいというような問題はあるけれど、実際の尿道径には実は変化が無いというような、まあまあ大丈夫というようなエビデンスがむしろ増えています。

【河中委員】

動物愛護団体の方から、早くても大丈夫と聞いていて、女の子は1kgくらいからやっていたんですけども。

【吉内委員】

結局どこで制限がかかるかということ、安全な全身麻酔がかけられるかどうかというのが線引きになります。実際には安全に全身麻酔をかけるとなると、気管チューブで気道確保をするので、一番小さな気管チューブが入るというサイズであればできると考えて頂ければ。

【岡田座長】

今の議題の所有者不明猫適正管理事業について、他に何か御質問ありますでしょうか。

【吉内委員】

しょうもないことですが、日産自動車でしたかね。冬は暖かいので車の中に猫が入っていく、そのバンバン運動とかを始められるんですよ。そこらへんも直接この事業には関係ないと思うんですが、地域の方の意識を高めるという部分では、ああいう大きな企業が自分達のマーケットを背景にしてそういう啓発をしてはるというのは良いことではないかなと思うので、それに乗っかる乗っからないという話ではないが、そういう部分も含めてこちらの事業に何か良い影響があるというような、巻き込んでいくということを考えていかれたらいいかなと思います。なにをせいということではないですが。ただ、ああいうことを車のメーカーがやるんやなど。今まで無かった事なので、やはりそういうことに社会の目が向いてきているんやなど。猫が入っていることを知らずにエンジンをかけて、猫が悲惨な目に遭ってしまうことの防止になるわけで、こういったことが広がっていくのであれば、いい影響があるのかなと思っています。

【岡田座長】

これ以上のご質問がないようですので、次の議題「平成26年度 大阪市動物愛護推進員研修会」の実施報告について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（中本）】

議題4 資料4をご覧ください。

平成26年度 大阪市動物愛護推進員研修会は、平成27年3月25日(水)午後2時から、大阪府咲洲庁舎18階会議室において、府市合同で「平成26年度大阪府・大阪市動物愛護推進員研修会」として実施いたしました。

なお、講演者等の所属につきましては、実施当時のものとなっております。内容としましては、「災害時の動物救護について」、現在の大阪府動物管理指導所の虎谷卓哉所長にご講演いただき、府市合わせて34名、本市は13名の推進員が参加しました。

今年度につきましても、府市合同で研修会を実施する予定にしております。

この議題については以上でございます。

【岡田座長】

ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご意見ご質問等はありませんでしょうか。

【岡田座長】

これはだいたい年に何回くらいですか。

【事務局（中本）】

年に1回です。

【岡田座長】

これ以上のご質問がないようですので、次の議題「学校飼育動物についての相談対応」の報告について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（中本）】

議題5 資料5をご覧ください。

従来から、資料のとおり、動物愛護推進員が「学校飼育動物についての相談対応」を実施しており、今年度は教育委員会を通じて2件の問い合わせがありました。そのうちの1件について相談の対応を実施しました。内容といたしましては、小学校で飼養しているウサギの飼い方についての相談であり、（公益社団法人）大阪市獣医師会に所属する動物愛護推進員が、床の材質、防寒対策、餌などについての相談対応を実施しました。小学校の担当者からは、具体的なアドバイスを受けることができるとも助かったということでした。

学校園等に配布しているのは、資料5のリーフレットでありまして、構成団体の名称等が平成22年の配布当時のままとなっております。今回皆さんの御了解が得られるのであれば、内容を修正いたしまして、あらためて配布してはどうかと考えております。

この議題については以上でございます。

【岡田座長】

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。

【河中委員】

学校飼育動物はだいぶ減ってきているんですか。

【事務局（中本）】

もちろん我々は統計のところまでは把握しておりませんが、凄く減ってきているとは言われています。

【河中委員】

何年か前の研修の時に、小学校の入学式に合わせて兎の赤ちゃんを生ませているというような学校もあるということを知ったのですが、小学校の兎の不妊手術というものは全然無いんですか。

【事務局（中本）】

我々の方では承知しておりません。

【上田委員】

知っている範囲でお話すると学校によると思います。校長先生が自腹でやっておられるところもあります。私が指導相談を受けて飼育指導に伺った豊中のほうの小学校は7, 8年前のことですが相当酷い状態でした。前の校長先生の時はポケットマネーでエサ買ったりしてらして、ただ校長先生が代わったら給食の余りをやっていたりという状態になっていました。アカミミガメと兎が同じ小屋で飼われてましてね、夜な夜な兎の穴の中にカメが入って行って兎の子供を食べているというような状態でした。その時の校長先生に何頭いますかって言ったらわかりませんって言われるような状況だったんで。減ってきているとは思いますが、酷いところは酷い。大阪市さんのほうからもこれは保育所幼稚園さんでしたけど昔2回ほど小動物の飼い方の講習会をさせてもらったことがあったんですけど、そういうのを相談を受けるだけやなしに学校の先生の研修会かなんかで、それこそここにいる人はみんな協力できると思うので、基礎的な所を先生方に覚えてもらうのも大事なかなと思うんですね。例えば、一頭ずつ飼えば繁殖の問題もお金かかるもんでもないですよというようなことも伝えることができるかなと思います。それから、府の獣医師会さんが出されている学校新聞とかでは、繁殖も計画的にすれば教育上利用できるんじゃないかというような内容のものもありますし、それも確かやろうと思うんです。全否定するものでも無いと思いますし、繁殖をするのであれば、生まれた後の子

供の事も考えた上でということが出来るのかと。また産ますというのはそれなりの人間側への負担もテクニックもいることですし、いくら兎とはいえ無事に育つとも限らないわけで、そういったことも含めてうまくいかなくて子供が死んだ時に、じゃあ子供達にどう説明するか。よく学校の先生から質問を受けて話をしていると、皆さん生まれてそのままちゃんと順調に育つことをイメージして子供達に話をたくさんされるんですが、育たなくて死ぬ事もいっぱいありますよという、そういうもんなんですかという先生もたくさんいるんですね。そういったことも含めて学校の先生にも色々知ってもらう必要があると思います。飼っておられるところがある限りは、ちょっとそういう教育のための協力も僕らでよければしますんで、何か考えて頂ければと思います。

【事務局（中本）】

どこまでできるかわかりませんが、検討させて頂きたいと思います。

【河中委員】

店頭で売っている兎には問題はないのですか。

【上田委員】

昔ほどでもなくなりましてけど、3週齢とかで出しているところもあると思いますね。本当は兎は4週齢を超えないとちょっと危ないですね。兎はミルクオイルっていうお母さんの母乳でないと消化器系を守れないんですね。母乳を絶っていくんであれば本当は生後4週齢過ぎて欲しいんですね。そうするとデンプンの消化もある程度できるようになってくるので、いわゆる専門店さんではもっと長いこと親につけてしっかりしてからやってらっしゃるんですけども、普通に流通している兎は小さい方が可愛く見えるので早くっていうのはありますね。ですから、買って帰って一週間ほど経って下痢して死んだっていうことが多いんですね。

【岡田座長】

この資料5が事務局から提示されましたが、この内容、文言等、会議名、団体名等が変わっているということで、古いので直すということで御了解頂きますでしょうか。それで、この内容的にもこれでよろしいんですね。何か変えなれないといけないとか、相談、対応方法の部分について具体的に今話が出てきましたけれども、これはすぐに出すのではなくて、何か対応できるかどうかということも検討頂いて、そういった案を作って頂ければ。とりあえずこの文言は新しくする内容についてはまたこれから検討ということで。多分平成22年に発行してから今まで変わっていないので、今度発行したらかなり長いこと使うと思うので、そこまで耐えられるような内容のものにして頂ければと思います。

【上田委員】

この鶏の絵は外したほうがいいかもしれません。実際、最初に鳥インフルエ

ンザが出た時に、ある小学校で飼っていた鶏が私の会社の前に捨てられました。出所はその学校ってすぐにわかりましたが、今でもそのまま私の所におります。ですから、多分もう飼っている所も少ないでしょうけど、家禽をわざわざ学校で飼うものではないかなと思います。もし鳥の絵を入れるのであればセキセイインコくらいにしておいたほうがと思います。

【岡田座長】

その他、御意見等ありませんか。

【河中委員】

多頭飼育で処分されている方がいらっしゃって、猫の多頭飼育について国会議員の方がテレビで触れてましたし、福祉協会の電話相談とかもそれをにおわすような電話がやっぱりある。うちではなかなか対処できないが、それに対して行政さんがどういう風に対処して相談に乗ってくださるのかなというのがあるんです。行政さんの方から回ってきた相談というのものもあるんですが、地域の方からのクレームとかは無いんですか。

【事務局（中本）】

多頭飼育をしている方に対して、自治体がなかなか具体的な事はちょっと申し上げられません。所有物に対して手放せというようなこともなかなか言えないですし、あるいはいわゆるどこかの団体さんを具体的に案内するというのもなかなか出来ません。我々がそういったところへ行くきっかけになるのは、近隣からの苦情をもとにということになるので、やはり苦情になるのは臭いがもれる、声もれる、掃除が行き届いていないからこういうことになっているだろうから、適切な数に減らしてくださいねというようなお願いをするぐらいにしかならないです。

【河中委員】

多頭飼育の届出ってあるじゃないですか、罰則って生きているんですか。

【事務局（中本）】

この届出ですが、現場で感じることは、その状況が不適切だとは、恐らく自分では薄々感じてはると思うんですが、そういった方は届出をしていないのではないかとも思います。実際に10頭超えている事は自分が一番わかっていますし、大阪府が届出窓口の仕事にはなるんですが、我々大阪市の区役所でもお知らせは配っていますし、ある程度知られてはいるのかなとは思っているんですけども。

【河中委員】

知られていないと思う。獣医さんとかが多いと思ってはるところへは声を掛けてはると思いますが、知らない人も多いと思う。やっぱり手術をしていない

猫が何頭いるかが問題じゃないですか。手術している猫が10匹いるのと手術していない猫が5匹がいるのではマーキングの臭いとか考えたら全然違うじゃないですか。そこらへんどうかなという感じ。

【倉橋オブザーバー】

大阪府のほうで10頭以上は多頭飼育ということで、届出は義務化させて頂いてまして、初期周知があまり出来ていないというお言葉は私共の努力不足かなと感じています。現時点で150件くらいの届出は受けている状況でして、それ以外の案件も日々入ってきている中で、その中で把握したものについては、当然飼育の指導なり、届出を提出させる指示をさせて頂いておりまして、状況把握を出来るだけするような形をとりたいと考えています。大阪市さんから仰って頂いたように、なかなか踏み込んだ形というのはできるものではないので、適切な数に減らしていくなり、飼育方法の指導なりといった形は、情報が入りましたら動物管理指導所、分室等ありますので、各地域の現場に行きまして、市町村と連携しながら状況を見ながら対応はさせて頂いております。テレビで報道がありましたところも、実際に市役所とも行かせて頂いて、ある程度のスパンをみてまた、状況を見に行くというような対応をさせて頂きたいと思っています。

【岡田座長】

実際に感じてて思う事もあると思いますが、区役所の職員さんができる事は限られていると。それを見守りながら、周りで協力できるような話にしていければと思います。

【上田委員】

先ほどに関連して、取扱責任者研修の今年の演目というのはどんな内容なんですか。

【松村保健副主幹】

動物取扱業施設監視時に発見した違反事例に関することなどです。

【上田委員】

それは犬猫も小動物・小鳥を扱っているところもみんな一緒なんですか。

【松村保健副主幹】

今年から爬虫類と鳥類は分けて実施し、その他犬猫等は今まで通りメインのもので3回やっています。

【上田委員】

鳥類・爬虫類を分けた理由は。

【松村保健副主幹】

鳥類・爬虫類の専門店の方から、今まで通りだと犬猫がメインなので、話を聞いていても面白くないとの御意見がありましたので分けました。

【上田委員】

両方行こうと思えば両方行ってもいいんですか。

【松村保健副主幹】

空きがあれば来て頂いて結構です。お越し頂いたら受けていただけると。

【上田委員】

実は今おっしゃられたみたいに、動物種ごとというのを多少意識していかないとと思うんです。だからいい試みだと思います。その他小動物のところも少し考えていって、人畜共通感染症とかを考えるとエキゾチックのほうがわからない部分もありますし、いまハリネズミが少し小動物ではブームになってきて、ダニの寄生が多い動物ですから、今まで取り扱っていなかった店が取り扱うことになったときに管理をちゃんとしましょうと。そういった面も、日本は悪いところでペットにブームがあるので、それに合わせた内容を入れてもらえたらなと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

【事務局（中本）】

御意見ありがとうございます。

【岡田座長】

他になければ、本日の議題は5題と聞いておりますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

【事務局（中川）】

岡田座長、どうもありがとうございました。

委員の方々あるいは事務局から連絡事項等ございませんでしょうか。

以上何も無いようですので、第27回大阪市動物愛護推進会議を終了させていただきます。本日はお忙しい中ありがとうございました。